

第六回国会 衆議院 法務委員会 議 録 第八号

昭和二十四年十一月十九日(土曜日)

午後一時四十六分開議

出席委員

委員長 花村 四郎君

理事 角田 幸吉君 理事 北川 定務君

理事 高橋 英吉君 理事 石川 金次郎君

理事 梨木 作次郎君 理事 大西 正男君

理事 佐竹 晴記君

佐瀬 昌三君 古島 義英君

松本 弘君 眞鍋 勝君

山口 好一君 田万 廣文君

上村 進君

出席國務大臣

法務総裁 植田 俊吉君

出席政府委員

法務政務次官 牧野 寛索君

(法制意見第 野木 新一君

四局長) 検事 高橋 一郎君

(検務局長) 検事 高橋 一郎君

委員外の出席者

最高裁判所 本間 喜一君

事務総長 村 敦三君

専門員 小本 貞一君

本日の会議に付した事件

刑事補償法案(内閣提出第二号)

裁判官の報酬等に関する法律の一部

を改正する法律案(内閣提出第二五

号)

検察官の俸給等に関する法律の一部

を改正する法律案(内閣提出第二六

号)

○花村委員長 これより会議を開きま

す。

本日の日程は刑事補償法案、裁判官

第一類第四号

法務委員会議録第八号

昭和二十四年十一月十九日

の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案であり、本日の日程に入ります前に、昨日梨木委員よりの質疑に対して保留されておりました答弁を、この際求めます。高橋検務局長。

○高橋(一)政府委員 それでは昨日梨

木委員からお尋ねのありました、横

浜の海列号事件で、法務府の報告を受

けました内容を御説明いたします。犯

罪の日は、本年八月十七日、場所は

川崎市扇町所在、日本鋼管大島工場で

ありまして、被疑者は中国側が合計八

名、船長その他船の乗組員や、それ以

外の商業その他に従事しておる人たち

であります。日本側の被疑者は合計六

名であります。その氏名は阪田誠

盛、三上卓、板垣清、橋本武、志間忠

兵衛、大窪謙男という人でありまして、

以上十四名であります。捜査の端緒

は、八月十七日に前に申し上げた大島

工場の埠頭において、被疑者の一人で

あります阪田が、その場所の警備の任

に当っておりまして第二公安警備司令部

警備員に対して、荷物を運搬したいん

だが便宜を與えてもらいたいというこ

とで、十万円を贈賄しようとして発覚

したのであります。犯罪事実の内容は、

阪田と申しますのは、満洲事変以來

来中国各地で日本軍側に協力し、いわ

ゆる支那通として活動したもののよう

であります。終戦後中国から引揚

げ、極東経済研究所というものの幹事

長に就任して、現在に至っております

であります。その者が従来自分の部下であつた板垣清が、先般中国国営の招商局所属船海列号に乗つて、香港から日本に帰つて参ります際に、船中から電信で連絡をいたしました。今回の密輸に協力方を頼まれたもののようにございまして、それで阪田は知合いの三上に相談し、さらに知合いをたどつて大窪及び志間忠兵衛と相談をし、志間が運搬関係について橋本に話を持ち込み、結局橋本がトラックを用意して、八月十七日、問題の埠頭におもむいた際に発覚したということになつております。当時陸揚げしようとした物資は、米国製ベニリン、ストレプトマイシン及びサツカリンがおもなものであつて、個数は三百六十五個、総見積り価格は二十万ドル相当と言われております。阪田は八月十四日に、板垣を通じて荷主でありますところの中国人側から、運動資金として現金、小切手を合せて百九十五万円ばかりを受領し、それ〴〵分配しておるようでありまして、本件の捜査は、日本側では全然やつておりませんで、占領軍側の横浜第二公安司令部において担当いたしましたしております。その後本人たちの身柄につきましては、阪田は保釈金百万円をもつて在宅になりましたが、同様百万円で在宅となつた中国人の劉というものが逃走した関係で、その保釈を取消され、他の者と同様現在勾留されておるもののようにあります。この問題に關しまして、こちらでわかつておりますことは以上の通りであります。

○梨木委員 この密輸事件に關連いたしました。特に今度逮捕された人々、この以外にも相当多額の密輸を計画し、また實際成功しておるといふことをわれ〴〵は聞いておるのであります。この点について、検察庁はどういうような捜査をし、どのように事実が判明しておるか、これを伺いたしたいと思います。

○高橋(一)政府委員 その点につきましては、現地の検察庁でもおそろくそうであると思ひますが、法務府といひましては、ただいま申し上げたこと、どのほかには事情を知つておりません。

○梨木委員 この事件で逮捕された三上卓、これは御承知のように五・一五事件の關係者であります。こういう人がこの密輸に關係してゐる。そうして彼が逮捕されて語つたところによると、この密輸によつてもうけた金で、かねての志を実現しようと考えておつたといふことは、とりもなおさず軍国主義的な、國家主義的な計画を實行しようといふことだと思ふのであります。そうすると、こういうような人々が計画的に、つまり軍国主義的な計画を實行するために、軍資金を集めるための運動がなされておつたといふことが、これによつて明白であります。そこで特に最近の〴〵と原因不明の奇怪な事件が起つてゐる。たとえば下山事件とか、あるいは今度の三鷹事件だとか、松川事件だとか、これらは現在検察庁が手を入れたところによる

と、何か共産黨と關係があるようなことが宣伝されておるのであります。たとえば去る十月二十九日に、国鉄信濃川送電線が何者かによつて妨害された。このために東京地方においても、幾らかの間停電しておつたといふ事実がある。であります。この事件の犯人として検察された上村達雄という人間がおります。この上村達雄という人間は、過般の国会の本会議におきまして、問題となりまして新通商、これは大体われ〴〵の調べたところによりますと、密貿易を主として目的としてつくられた会社のように思われる節がある。であります。この新通商の中心人物であるところの今成三三という人の分家にあたる今成三三という人の家に身を寄せて、お世話になつておつたといふことが判明してゐるのであります。この人間が〴〵信濃川の送電線の妨害をやつてゐる。しかもこれは現在捜査の進められてゐる段階におきまして、この事件が起ると同時に、やはりこれは共産黨がやつたのじやないかといふことで、〴〵〴〵とそういう調査が進められてゐるのであります。しかしこれは上村という人間がつかまつたので、右翼系統の人間がやつたものだといふことがば明らかになつたやうであります。下山事件にいたしましても、すべてまだ明確になつておりません。そうすると、〴〵〴〵密貿易から、地下組織を通じていろいろな軍資金が出て、その軍資金におどらされて、〴〵〴〵な原因不明の事

故や事件が引起されるということが歴然としておられるのであります。しかもこの新近通商の立役者と言われているところの今成は、こういうことを言っております。現在いろいろ原因不明の事件が起つておられる。これはわれわれの聞いたところによりますと、どうもこういう地下組織の連中のやりやうなことだという趣旨のことを言つておる事実があるものであります。そうしますと、これは非常に重大な問題だと思ふのであります。でありますから、この点についてまず私が伺いたいのは、この信濃川送電線妨害事件の犯人の上村達雄と今成拓三との關係を、どういうふうに調べられておるか。この点を伺いたいと思ひます。

○高橋(一)政府委員 ただいまの点につきましては、ただいま手元に資料を持つておりませんので、お答えができません。

○梨木委員 それではその次に、新近通商というものは、実は中国との貿易で、約四億圓ばかりの砂糖の密貿易に成功しておられるということも、われわれは聞いておるのであります。こういう点について、法務府には一体どういふ報告が入つておるか。檢察庁はどういふ捜査を進めておるか。これを伺いたいと思ひます。

○高橋(一)政府委員 前の御質問同様、ただいまちよつとお答えしかねるのであります。

○梨木委員 そうすると、あなたの報告のあつた事件だけを見ましても、これは重大な事件であります。特に右翼的な三上卓であるとか、支那通と言われて今度の戦争に協力した戦争犯罪人的な人物との連絡のもとに、こういう密

貿易が行われておるといふことは、これは重大な事件であります。この事件を契機といたしまして、最近こういう密貿易の大きかりなものが行われたという事実が、われわれ民間人の耳にさえ入つておられるのに、取締り当局に何ら今日までそれがわかつておらぬということ、これは重大な怠慢だと思ふのであります。一体これは全然調べておらないのか、知らないのか、調べようと思ひないのか、これをひとつお答え願ひたいと思ひます。

○高橋(一)政府委員 上村達雄の問題につきましては、檢察庁が調べ、あるいは報告をしておらぬという意味ではなくて、私がただいま手元に資料を持つておりませんのでお答えをいたしかねると言うにとどまるのであります。もちろん檢察庁においては、重要な事件につきましては、熱心にこれを捜査いたしておるものと考えてるのであります。

○梨木委員 私が申しましたこの新近通商の問題も、一回四億圓何がしかの砂糖の密貿易に成功したというのです。この点はわれわれ民間人の耳にも入つておるのでありますから、この点は一併檢察庁が調べておられるのか。今わからないというのなら、次会までに御報告を願ひたいと思ひます。

それからまたこの三上卓だとか、あるいは坂田誠盛だとかいう人々と、他の地下組織との結びつきというもののについて、どういふ程度の調べを法務府はやつておるか。これをひとつ明確にお知らせ願ひたいと思ふのであります。私は一時質問を留保いたしましたし、さらにその御答弁を得た上でお伺いしたいと思ひます。

○高橋(一)政府委員 上村達雄關係につきましては、承知いたしました。海陸空關係につきましては、いわゆる裁判權の行使に關する問題でありますけれども、現在勅令三一三號というのがございまして、その第一條に定める事件につきましては、日本側では公訴を提起してはならない、こういうことになつております。この勅令の根拠になりましたのが、昭和二十一年二月十九日付の刑事裁判權の行使に關する覚書でございまして、その覚書によりまして、日本側で裁判權を行使し得る犯罪でありましても、占領軍側におきまして、これは占領軍の軍事裁判所で管轄するのであるというふうな、具體的の事件について認定いたしました事項につきましては、やはり日本側には裁判權の行使が禁止されてゐるわけでございます。従ひまして、現段階におきまして海陸空關係について檢察庁が捜査をするというところは、穩當でないといわれわれは考へております。

○梨木委員 今お答えがあつたのは、貿易等臨時措置令ですか。

○高橋(一)政府委員 勅令三一三號と申しまして、連合國占領軍の占領目的に有害なる行為に対する処罰等に関する件という勅令がございまして、これによつて向うのやる事件とこちら側とがわかれておりました。

○梨木委員 それはわかりました。しかしこちらといたしましては、できるだけ占領目的違反の犯罪についても捜査しなければならぬ。いよ／＼捜査しまして、あるいは事件によつては、連合軍最高司令部の方でこれを裁判するということになるかもしれませんが、私はこういう日本の民主化を非常に阻

害するような犯罪については、日本の官憲といたしましても、極力捜査を進めて行かなければならぬという見解のもとに立つて、どの程度のお調べをしておられるかということをお伺いしたい。これはやはりしなければならぬのだと考えておるのであります。

それから今成拓三という人は、われわれの聞いたところでは、元ビルマ首相のバーモスをかくまつたという経歴の人のようであります。この人は一体公職追放か何かになつておるのであります。その点お伺いしたいのであります。

(委員長退席、高橋委員長代理着席)

○高橋(一)政府委員 ただいまお尋ねの点は、特別審査局の所管になりますから、私からお答え申し上げかねます。

○角田委員 議事進行について、付託された法律案を先議していただきたいのであります。もし相当長ければ譲つていただいて、ここで付託された法律案を審議していただきますと、忘れてしまふので、そういうような御処置をお願いいたします。

○梨木委員 私はもうこれで打ち切ります。

○高橋(英)委員長代理 それでは昨日に引続きまして、刑事補償法案を議題といたしまして、質疑を続行いたします。

○石川委員 それでは昨日に引続きまして、刑事補償法案の質問をいたします。

冒頭に返りまして、第一條であります。第一條によると請求權者が決定さ

れておるのであります。請求することのできる權利者は、無罪の裁判を受けた者としてあります。ところが無罪の裁判を受けた者と同様に取扱わなければならないものが、刑事訴訟法の規定にあることは御承知の通りであります。すなわち刑事訴訟法の三百三十九條の第一項第二号公訴が棄却せられたとき、この場合には公訴が棄却せられるのであります。ところがこのような場合において、刑事補償法による救済を必要としなかつた理由、これをまずお聞きしたいのであります。

○高橋(一)政府委員 私ども立案に際しまして、まず憲法四十條を第一に念頭に置いたわけであります。これによりまして、抑留拘禁を受けたもの無罪になつた者、こういうことになつておりました。この精神はもちろん裁判所で無罪ということにはならぬけれども、それに近い場合まで押し進めることが、人權の保障の上から申しまして、まことに望ましいのであります。憲法は直接それを申してはいないやうに考へております。それで本法案は、公權力の行使による國民に損害のあつた場合のすべてをカバーするものではもちろんございせん、その中で特に裁判ではつきり無罪になつた、いわゆる冤罪者に対して國民がともに泣こうという法案になつたわけであり

ます。それで今御指摘の刑事訴訟法第三百三十九條の、たとえば第一項第一号「起訴状に記載された事実が真実であつても、何らの罪となるべき事実を包含していないとき。」この場合においては公訴棄却の裁判があるわけでありまして、このやうな場合には無罪と同一視すべきであるから、やはり刑事

補償をすべきではないかという御趣旨であります。第三百三十九條第一項第一号は、起訴状の書き方がたいへんまずい。なるほどほんとうのことを書いてあるけれども、そのことが実は罪にならないことを書いてあるというふうな場合をさすものと考えるのであります。そういう場合には、公訴棄却になつたのちに起訴状を書き直して、罪となるべき構成要件を備えたものを出せば、やはり有罪として裁判を受ける可能性があるわけでありまして、またそれによつて拘留拘禁を受けるといふことが、実は非常に稀有の場合、むしろ考えられんではないかと思ひます。しかしいゆる在宅事件で、罪とならないようなへたな起訴状を出した場合には、この場合に当ります。その場合に身柄を逮捕拘留しようとして令状を求めるといふことになり、令状の記載事項が罪とならない事実などが書いてあつたのでは、裁判所が令状を出すといふことはどうして考えられないのであります。従ひましてそういうふうなおそれは、これは考えないでよろしいのではないかと。またかりにその点は別といたしまして、この場合には無罪といふことにはならない。やはり有罪であるけれども、手続の關係で一度公訴棄却になるというふうなことが考えられます。で、刑事補償の対象といたさなかつたわけでありまして、それから同じく第二号の「公訴が取消されたとき」と申し、この「公訴が取消されたとき」と申しますのも、これは既判力を有しません。で、次の第三百四十條等によりまして再起訴をすることが考えられるわけでありまして、さうな關係で、これらの場合はいゆる無罪になつた場合と同

じに考えることは適當でない。またこの程度のことを考えるものであれば、まだほかにもいろいろ問題になることがありまして、それをどこで切るかというところは、理論の問題と申すよりは、むしろ政策の問題でありまして、結局は国会で御決定を願うほかはないのであります。いろいろな観点から総合的に判断をいたしまして、まずこの本法案に定めた裁判で無罪になつて、はつきりした冤罪者というふうな程度に補償することをもつて十分と考へたわけでありまして。

○石川委員 今刑事訴訟法第三百三十九條の一項二号が問題になつたのでありますから、この場合一つ御見解を承りたいのであります。つまり公訴が取消されたときに、非常に大きな犯罪の嫌疑をこうむりまして拘留せられた。拘留せられたが非常に長かつた。ところが審理の結果、有罪の確信が檢察当局にはなかつた。それで取消された。これは稀有の場合であります。さういふことがありまして、この場合の救済の方法は、現行法上考えられますか、どうか。

○高橋(一)政府委員 まことにごもつとも御質問であります。私もその点についてはかように考へております。それは刑事補償を抜きに考えましても、一般に裁判を續けて行くよりも、早く公訴を取消した方が有利なのではないかと、いふうに観念しがちでございます。が、実は違ふのではなからうか。すなわち公訴取消しといふことは、實體をきめずに打切つてしまふこととあります。ところがたとへばほかに新犯人が出ますとか、その他の理由によりまして、公訴の維持が困難にな

つた場合におきましても、むしろ裁判をそのまま續けて行つて無罪の裁判を受ける方が刑事補償を離れても被告人のために有利になるのではないかと。もちろん訴訟のために、被告人の方で受けるいろいろの煩わしさというふうな問題は十分考慮しなければならぬのであります。が、實體關係についてはつまり無罪である、こゝうに確認を受ける意味において、そのように考へるわけでありまして、従ひまして公訴の取消しといふことは強々になすべきものではない。まだ半面これを輕卒にやりますと、むしろ起訴する場合に輕卒になつたような副次的な弊害も伴ひますし、何よりもただいま申し上げたように、まず被告人のほんとうの利益といふことを考へれば、ただいまのように公訴の維持が困難になつたというふうな場合には、むしろ無罪の裁判を受けるべきではなからうか、さうすれば當然刑事補償の方もかつて来るわけでありまして、公訴の取消しの運用につきましては、従来から非常に嚴格にやつておられますが、今後といえどもその方針はかえないつもりでございます。

○石川委員 なるほどこの公訴の取消しはやらないのだ、こゝうおつしやれば刑事訴訟法の公訴取消しといふこの権限がいなくなつて参ります。が、今の三百三十九條の第一項の二号もいらないとなつて参ります。かりにやつた場合にやり得るものであります。やつていふのであります。むしろ途中で公訴の維持が困難になつた場合、檢察官がつきりと下げてくださるという場合、ところが被告の方では無罪だと確信しておつて、自分の方では裁判を維持してくれといふことは、刑訴上には何ら

の規定はありません。檢察の方ではめんどろだから下げようといふことになつた場合の救済方法は、どんなことなのかお伺ひします。

○高橋(一)政府委員 無罪の裁判まで行かずに公訴を取消した場合に、公務員側に故意過失があれば、もちろん国家賠償の対象となり得るのであります。が、さうでない場合には、刑事補償の対象とはなりません。それでは非常に不公平ではないかといふことも出て参りますけれども、やはり公訴取消しといふものは、取消しをするものの取消しの動機や何かが、これでは有罪の裁判を受けられない、あるいは被告人側の方で、自分は裁判がどこまで行つても無罪であるといふような場合もあるかと思ひますけれども、やはりはつきり無罪と確定されたというわけには行かないのであります。無罪と確定された場合と比べて、やはりその間に差異があるのではないかと、いふうに考へる次第であります。

○石川委員 その場合、檢察が公訴を取下げた、取下げることが有罪の見込みがない、従つて被告が刑事補償を受けないといふことを認識して、これを取下げたのであるから、故意過失ありとして国家賠償法による救済ができません。しかし何らかの救済の方法を立てておくことは妥當ではないかといふ考へ方を、当局ではいたしておることが必要ではないか。

○高橋(一)政府委員 ただいまの点でございますが、結局どこで切るかといふことは、どこまでも国会で御決定をいたさなければならぬこととあります。が、私どもといたしましては、やはり裁判で無罪と確定に認定された場合

と、さうでない場合とは差異がある。従つて無罪の場合には刑事補償がなされ、この場合にはなされないといふことは、必ずしもふつり合ひではないといふうに考へている次第であります。

○石川委員 なるほど御説はわかりました。無罪という裁判上の確定を得て刑事補償がなされるという原則をおとりにするといふことはよくわかりました。先ほど申しました通り、公訴を取消した場合の救済の方法が現行法規では当局として考えられないかといふ点であります。それを今御意見を求むることはむりかもしませんけれども、刑事補償法をこしらへて参りますときに、さういふことが起つたならば、たとえば刑事訴訟法三百三十九條といふものは当然お考えになつたろうと思ひます。それではどうしてこの場合に救済して行くか、救済せぬでもよろしいかといふことはお考えになつたろうと思ひます。三百三十九條の一号、二号の場合における救済方法はどうか考えられたか。救済する必要なしと考へられたか。また救済する法規があるからかわないかと考へられたか。これを聞きたい。

○高橋(一)政府委員 この公訴取消の問題は、立案の際に十分論議したところでありまして、結局先ほど申し上げたように、公訴取消しの運用の問題においてこれに注意する、こゝうに結論になつたわけでありまして。別途法案中において、何らか特にこの点について救済の方法を設けるといふことまでは必要ないではないかといふ結論になつたわけでありまして。

○梨木委員 ちよつと、その問題と同

に質問を私したいと思つておつたので、お伺いしたいのでありますが、たとえ公訴棄却の判決を求めます。この公訴棄却の判決というものは、いろいろ理由が三百三十八條で規定されております。私たちは特に重要視したいのは、第四号の「公訴提起の手續がその規定に違反したため無効であるとき」ということ、この点を理由にして公訴棄却の判決を求める場合が非常に多くあると思うのであります。というのは、御承知のように、捜査の過程においては、拷問がなされた場合におきましては、これは御案内のように憲法によつて拷問は絶対に禁止されてゐるのであります。が、捜査過程におきまして、いささかでも拷問があつた場合においては、その捜査そのものは無効であります。従つて、その拘束も無効であります。従つて、この三百三十八條によりまして公訴棄却の判決をせねばならぬ。特に憲法が禁止してゐるところの拷問の問題、これは現在三鷹事件におきまして、非常にこれが問題になつてゐるのであります。ところが告訴された検察官に言わせると、この事件について拷問をしたという検察官が告訴されてゐますが、その告訴された人々を調べた高検の検事の語によると、被害者を調べてみたが、被害意識がないというようなどことを言つてゐるのであります。が、どういふことが拷問なりやいなやという問題であります。たとえば、なぐつたり、ひつぱつたり、そうするとこれはもちろん拷問であります。が、しかしながら人権思想の普及発達に伴つて、そういう有形的な暴力だけでなく、実際身体を拘束したり、それから威嚇をさせなかつたり、あるいは

は言葉の上で死刑だとか無期だとかいふようなことでおどかしたり、お前さんのお父さんや親類や、そういうものが非常にお前のことを心配してゐるとか、またその人の思想的な、社会観的なものをことさらに動搖させるやうないろいろの脅迫的な、あるいは懐柔的な尋問をやつて、非常な精神的な苦痛を加える、これも一種の拷問だと思ふのであります。こういう拷問がなされた場合におきましては、これは憲法第三十六條によつて明らかに禁止されてゐます。憲法第三十六條では「公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる」となつてゐます。従つて捜査過程におきまして、少しでも拷問があれば、その捜査というものは無効なんです。そういう捜査を基礎にした起訴も無効なんです。だからこれは公訴を棄却しなければならぬものだと思ふ。こういう事例が今後どん／＼出て来ると思ふのであります。またこれをやらなければ拷問というものはなくなりません。拷問というものは絶対に禁止されたというこの観点から捜査当局も捜査を進めて行かなければ、人権尊重の思想というものは普及しません。ですから、この問題に関連して、特に公訴棄却の判決があつた場合におきましては、また公訴棄却の決定があつた場合において、これを救済する方法をつくらないといふことは、刑事訴訟法の建前から行きまして、御案内のように、刑事訴訟法は公共の福祉を維持するとともに、個人の基本的人権の保障を全うしながら、事案の真相を明らかにすることが目的である。そうして刑罰法令を的確化し、迅速に運用、適用するのが目的でありますから、それ

でなければこの人権の保障ができません。こういう観点から行きまして、今の政府の御説明では、なるべく運用の面で公訴取消しとか、公訴棄却といふものをやらないうにすることおつしやるが、むしろどん／＼公訴棄却であるとか、あるいは公訴の取消しといふものをやるようにした方が、より刑事訴訟の本来の目的を達成することになると思ふのであります。これはどうかもう一ぺん考え直して見ていただきたい。ぜひこれはこの中に入れていただきたいといふことを、私は非常に熱望するのであります。もう一度その点に関する所信を伺いたいと思ひます。

○高橋(一)政府委員 三鷹事件の取調へは、現在裁判進行中でありますが、すでに法務総裁が、あの問題については検察官に不法はないといふことを、当国会においても言明されておるのであります。その具体的な問題については、私からは何ら触れるつもりはございません。ただいま御質問の趣旨は、公訴取消しをむしろ活用し、またそのために刑事補償法にも、その場合に刑事補償をすべき旨を定めてはどうかというふうに承つたのであります。が、ただいまとえにお引きになつた拷問になる証拠によつて起訴し審理をするといふ場合に、公訴の手續がこの規定に違反した場合といふのであるか、あるいは証拠の価値がなくて無罪となるべきものであるか。すなわち手続的なものであるか、実体的なものであるかについては、どうも手続的といふよりむしろ実体的の問題でありまして、そのような証拠によつてはとうてい有罪の裁判が得られない。公訴の手続が違法といふことで、公訴棄却をすべき場合ではなくして、裁判をやつて無罪なら無罪、こうすべき場合のように考えるのであります。従つてそのやうな点を御心配になつて、公訴取消しを活用せよといふことは、私としては適當ではないのではないかと。どう考へておる次第であります。

○梨木委員 この点は非常に重要な問題なのであります。今の検務局長の御答弁だと、拷問があつた場合においては、それはこの証拠の証明力の問題で、むしろそれは実体的な手續の中でやるべきであるといふやうな御答弁であります。が、こういうことになりますと、憲法で拷問を絶対に禁止してゐることは一体どういふことになるのか。この拷問が捜査の過程において少しでもあれば、それは無効です。これは憲法第九十八條に「この憲法は、国の最高法規であつて、その條規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」といふことになつてゐるのであります。つまり公訴提起の手續処分と言ひますか、これは一切憲法に違反してゐるから無効です。こう解釈しなければ、憲法が絶対に拷問を禁止してゐるというこの精神が徹底しないのです。この点については、われわれの間においても、いかにこの拷問といふものが人権を蹂躪するか、またそれが民主主義の発展を阻害するかといふことについての認識というか自覚といふか、それが非常に不徹底だと思ふのであります。これは憲法におきましては、絶対にこれを禁止するといふ言葉は、私もあまり詳しく調べてありませんが、ほかになんかと思ふのであります。

○高橋(一)政府委員 問題をたいへん拷問に重きを置いておられますが、拷問の場合には、当然当該公務員が刑法上の特別公務員職権濫用罪をもつて起訴せられます。また当然故意があるわけでありまして、国家賠償法によりまして、あえて刑事補償を待たずに賠償をなし得るわけがあります。その場合に、刑事訴訟法上公訴棄却すべきものかどうかといふやうな点はともかくとしたしまして、絶対に拷問を受けながら、補償も受けずにそのまま泣き寝入りをしてはならぬのだといふことは絶対にございせん。そういう意味で憲法の規定は厳然としておるわけでありまして、拷問に関する限りは御心配がないと考へるのであります。

○梨木委員 今の検務局長の御答弁だと、拷問したその公務員は処罰されるからそれでよろしい。憲法の趣旨は徹底するとおつしやられるが、それでは一つの例を申し上げます。

たとえばある事件が起きて、警察官が拷問をしてゐる。その拷問をした人間は処罰せられる。しかしその捜査は有効であり、この拷問によつて得た捜査や、証拠といふものは有効であつたといふことになれば、この人はそれに

よつて有罪の判決を受けるということになりますれば、今一つの政治的な背景を持つた事件を、時の権力を持つた政府は、公務員の一人や、二人は犠牲にして処罰する。しかしその捜査の過程において拷問があつても、その拷問によつてつち上げた証言は有効だといふことになつて、有罪ということになりますれば、これは憲法の規定が無効になる。これは重大であります。そういうことをなくする、絶対に禁止するといふ趣旨であると私は解釈する。だから、これはその公務員だけを処罰しても、人権を守り抜こうといふ憲法の精神は徹底できないと思ふのでありまして、これはいささか政府当局の考え方が間違つてゐるのではないかと思ふのであります。

○高橋(一)政府委員 ただいま刑事補償法案の御審議をお願いしております関係上、私の説明もその場合公務員の責任なり、あるいは損害の補償という点に限られて参りました。誤解を招いたかと思ふのでありますが、もちろんおつしやる通り、拷問によつて得ましたような証言は、憲法上まったく無効であります。そのようなものは裁判に付すことができないことはおつしやる通りであります。

○上村委員 これは無罪というだけにとどめておくといふことは、非常に狭いと思ふので、梨木君、石川君も言つた通り、公訴棄却も、免訴も入れなければならぬと思ふのですが、何ゆゑに無罪といふことを、いわゆる刑事訴訟上の字句の問題にするのか。それとも勾留されておるから罪とならなかつた、罪せられないで釈放されたものであるといふふうに解釈するかどうかと

いうことが非常に問題になつて来る。そこで私はやはり刑罰の三百三十七條免訴の場合も入れるべきだと思ふのです。たとへば統制法などは順次わくをはずしていきませんが、起訴されて半年も勾留されて統制のわくがとれた場合には、法律が廃止されるわけですが、これはいささか議論がありますけれども、そうするとこれはやはり免訴にするのです。ところが半年も勾留されて法律が廃止になつて免訴になつた人が、国家の賠償を受けないといふことは意味をなさないのであります。ですからこれは討論といふことになるかもしせんが、いろいろあるわけですが、長い間入れられておつて時効が完成してしまつたり、あるいは長い間拘束されて大赦があつた。そういう場合に免訴にしたものに補償が受けられない。そういうことではあるまいと思ふので、この無罪といふことを、今政府委員の方でして狭いといふゆる三百四十條の無罪——免訴、刑の免除、こういうものと區別して、この賠償法の趣旨が徹底しないと思ふ。ですからわれわれは、そんなれば修正案を出すのですが、政府がどこまでも刑事訴訟法の三百四十條等にあるいゆる狭い意味の無罪であれば、これは非常に意味をなさないのである。いわゆる人権蹂躪されたり、刑務所へぶち込まれたその補償だといふのに、同じ半年も一年もぶち込まれて免訴になつた場合、あるいは公訴棄却になつた場合、これを無罪と違えるといふのはどこから来ておるか。こういうことを承りたい。この免訴が入るか。具体的に言えば三百三十七條の場合、三百三十八條の場合、それから三百三十九條の場合といふものが入つて

しかるべきだと思ふが、それを狭く解釈して入れないといふのはどういふわけであるか。

○高橋(一)政府委員 人権保障の建前から申しますれば、捜査に限らず、この国家公権力の拘束によりまして国民が損害をこうむつた場合には、それぞれそれ相当の損害の補償を受けるといふところまで行けば、これはもう非常にけつこうであると思ふのであります。しかし現実の制度の問題といつたしましては、どういふことかは実行不可能であらうと思ふのです。そこでどこまで保障し、あるいはしない、その限界を定めるかといふことになりませんが、私どもはこの法案を立案いたしました際に、ただいま御指摘のやうな場合をいろいろ考へてみたのであります。そこで憲法の第四十條におきなつたときといふことがありますが、この精神はなるほどできるだけ解釈することが望ましいとは思ひますけれども、当面ここに規定してありますのは、制度として無罪の裁判を受けた者については、その抑留拘禁に対して補償をしなければならぬといふ国の義務を定めたものでありまして、それはやはり裁判によつて無罪といふことが確認された場合といふふうに解釈しておるのであります。従ひましてこの法案はその要件は十分に満たしてあるわけでありまして、それ以外に、たとへば今御指摘になりました三百三十七條の犯罪後の法令によつて刑が廃止されたとき、あるいは大赦があつたときといふやうな場合は、これは実際にその当時違法とされたことを行ひまして、その後に刑が廃止され、あるいは

はたまた大赦が行われるといふやうな場合が通常でありまして、そのやうな場合にまで補償をするといふ必要はないのではないかと、この辺になります。理論の問題と申しますよりは、政策の問題でございまして、もちろん国会において御決定を願わなければならぬ点であります。われわれといつたしましては、そのやうな場合にまで刑事補償をする必要はないのではないかと、いささか考へまして、これを補償の対象とし、補償原因といつたさなかつた次第であります。

○上村委員 ちよつと議論になりますけれども、憲法四十條の規定の無罪といふことは、刑事訴訟法の狭い意味の無罪でないことは明らかです。結局罪されない行為、こういうやうな形で、つまりひつぱつて行つて勾留してみたが、結局釈放しなければならぬ裁判、こういうことになるわけでありまして、そういうことになつたよりも、その後法律によつて刑が廃止されたといふことは、これはもつと国家として償いをしてなければならぬ性質のものであります。無罪といふよりも、むしろ法律自体がなくなつたのですから、それを區別するといふのは、ことさらに區別するだけの話でありまして、補償法から言へば、まったく精神に反するものであるから、われわれはどうしてもこの三百三十七條は入れるべきだと思ふのです。

○大西(正)委員 今の点に関連をしまして、簡単に伺ひをします。裁判において無罪の言渡しを受けたものだけを上げられておりますが、そのほか各委員からいろいろ御意見がありまして、一べん起訴されたものについて

の、あるいは公訴棄却とか、あるいは免訴といふやうなことでなしに、捜査の段階におきまして、起訴せずに、起訴猶予といふならば問題はありませんが、罪とならずとか、あるいは嫌疑なしといふやうなことで、検察局において釈放されたといふやうな場合におきましては、なるほど御説明によりまして、憲法四十條によりまして、これは無罪の裁判でも何でもありませんので、ただいままでの御説明の御趣旨によれば、憲法の何れも保障してないところだといふやうなことが言えるかも存じませんけれども、憲法は最低の保障を定めたものであつて、その精神はあくまで全然罪にならない人が、捜査機関その他によつて抑留をされ、あるいはまた世間的に非常な名誉の毀損、損害を受けたといふやうな場合に、これを救済しようといふのが憲法の精神であります。これは、これまで議論がないと存するのであります。さうな意味合いから言ひますと、裁判を受けて無罪の判決を受けた場合には、その名誉が救済され、また財産的な救済を受ける、こういうことになりまして、検察庁の段階において、起訴をされず、罪とならないといふことで釈放されたといふやうな場合を考えますと、これはむしろ起訴してもらつて、無罪の判決をもらつた方が名誉を回復する道もあれば、あるいはまた勾留その他に對しての財産上の救済も受けるといふことになるのであります。かような場合は、今日の検察当局の各職員の方々は、りつぱな方々であるといふことも確信をいたすのであります。が、万が一間違つてそういうことがなされるのが往々にしてあり得ると存

ずるのであります。そこでさうな場合に、もし檢察官が告訴をした人間と結託したり、あるいはまた何らかの事由によつて告訴がない事件でありましても、職権を濫用してやる場合におきまして——なるほど職権を濫用してやれば、これは明らかに刑事補償法によつて救済されなくても、その他の法律によりまして救済をされる道があるのであります。しかしながらその証明というものは非常に困難ではないかと思ひます。故意過失を立証するということは、その冤罪をこうむりました者にとりましては、非常な困難を伴うのではないかと存するのであります。さういふ意味合いにおきまして、故意過失を論ぜず、これを救済する道が当然開かれなければならないと存するのであります。さういふ意味合いにおきまして、起訴されない場合の、今申し上げましたような嫌疑の入とか、あるいは罪となるという点について、一応御考慮を煩わしていただいたものであるかどうか、その点をお伺いしたいと思ひます。

○高橋(一)政府委員 まことにごもつとものお尋ねでありまして、その点も免訴あるいは公訴棄却と同様、立案に際していろいろ議論した点でございます。結局檢察官の不起訴の決定といひますことは、裁判におけるごく犯罪事実の有無を確認するといふ点におきまして、有権的なものでございませう。事務の性質上自然やむを得ないところではあります。さういふふうになつておるわけでありまして、またどこまでも刑事補償というものが、冤罪者に対する国の補償であるという点から言ひまして、必ずしも当然憲法上やらない

ければならないものではありませうし、やつてやればけつこうであることはけつこうなのであります。これにつきましてもいろいろ制度として非常な経費と、時間と努力を要するとか、さういふような点も十分考慮をいたしませなければ、にわかには場合刑事補償に含めることは適當ではないといふことで、この法案には含めていないのであります。

○石川委員 御答弁の中に、ちよつと氣にかかるところがございまして、お伺いいたします。運用の面において弊害をなくすとおつしやいました御趣旨は、公訴の取消しは途中においてしない、さういふふうに承つたのであります。ところが公訴を何ゆゑ取消す規定を置いたかといふことになりまして、いろいろ議論がございまして、少くとも原告官が、檢察官これは罪人にならぬといふ確信を持ちましたならば、自分の良心において当然公訴維持はできないと思ひます。公訴取消しは幾多の理由があるにいたして、その思想的背景といふようなものがあるにいたして、やはり良心の問題をからんでおるので、これはできない、これはこうやることが人としての道でない、こう考へるゆゑに公訴の取消しといふ問題が出て来るのだらうと思ひます。さういふことと、あなたの御説明を聞いておきますと、檢察の良心、人としての良心を發現する余地をなからしめるといふことに聞えるので、まことに遺憾であります。この点ではやはり依然として運用によつて、刑事補償法がせつかくこしらへました公訴の取消しはできるだけさせないことによつて無罪の判決を得て、しかるの

ち刑事補償といふことにしようといふお考えでございまいしょうか。

○高橋(一)政府委員 実例をもつて申し上げますと、たとえば殺人事件で甲が起訴されて、ところが実はそれは間違ひでありまして、甲の審理中に新犯人の乙という者が名乗り出たといふようなことが考えられます。その場合に、前に起訴した甲の方は、どうもだれが見ても無罪必至といふような情勢にあるといひます。その場合に檢察官としてどういふ方法があるかと申しますと、實際の問題として、身柄はその場合に保釈あるいは執行の停止等の方法によりまして必ず釈放いたします。さてその上で公訴を取消しをするか、あるいは非常に簡単ではあります。が、實際の裁判が簡単にできますので、裁判で無罪の論告をいたします。この二つがございまして、實際問題としては、身柄をとめて置いたりしては絶対にいけませんし、また良心的にできませんけれども、無罪の論告をして、無罪の裁判を受けるということが、実例としてやはりあるのであります。でありますから、さういふ点は、公訴を取消しにする方が非常に人道的であつて、無罪の裁判までわざ／＼持つて行くのは人道的でないといふことは、実例上さういふふうには感ぜられないのであります。ただ誤解のないようにな、身柄の方だけはその場合に決してとめておきませんし、またそれをとめておきましてならば、それこそ故意過失がある、不法拘禁があると言われてもしかたがないと思ひます。

○石川委員 御説よくわかりました。私の質問はあるいは感情に走つたかもしれないが、しかしさう聞いておきます。公訴を檢察官が取消した。その取消したときに、過失の推定が何かやることによつて、國家賠償法による救済の道ありとお考えにならなかつたでしょうか。それで実は原案をせつかくおつくりになつたのであります。私が今申し上げたように、刑事訴訟法第三百三十九條の一、二号まで擴張して行きたいといふ氣持が、議員のみならず、たくさん國民にあるだらうと思ひます。さういふ救済の方法を現在の法でできなかったのか。あなたもそれは氣の毒だとおつしやつておるのでありますから、あれば別に用意があるかといふことをお聞きしたいのであります。

〔高橋(英)委員長代理退席、委員長着席〕

○高橋(一)政府委員 具体的にさういひまして、いふことがなかつたのでございまして、もしそれがあつたすれば、私も決してそれをやつてはならないといふようなことは考へておりません。

○石川委員 その点はそこにとどめまして、次に十五條に入つて参ります。十五條は非常に簡単なようでありまして、ちよつとお聞きしたいのであります。補償請求の手續が法令上の方式に違反し、さういふことで、そこで法令上の方式はどこから現れて参りますか、何を予定しましたか、さういふ方式を……

○高橋(一)政府委員 さしあたつては、補償の請求を無罪の裁判をした裁判所以外の裁判所にするといふ、六條違反の場合でありますとか、あるいは所定の疎明資料を添付しなければならぬといふ八條違反の場合が、第十五

條にいう補償請求の手續が法令上の方式に違反する場合といふふうにお考へております。

○石川委員 後段に参りまして、補償の請求が第七條の期間の経過後にされたときは、請求却下になります。この十五條による請求却下は、形式的に不備があつた場合にされる裁判でありますか。

○高橋(一)政府委員 さうであります。

○石川委員 そうすると、十六條は實質的に補償請求権がなかつた場合の裁判といふことになりませんか。

○高橋(一)政府委員 さうであります。

○石川委員 ところで十五條の「補償の請求が第七條の期間の経過後にされたとき」これは十六條の請求の棄却の場合になるのではないのでしょうか。權利の性格から来る問題であります。

○高橋(一)政府委員 仰せのように、第十五條の後段の期間の経過の場合も、また第十六條の場合も請求権の有無が判断されるという意味においては、實體的なものと言ふことができる。けれども、補償の請求の理由があるかどうかといふような實體問題に入らずに、期間経過といふことだけで門前拂いをするという意味において、第十五條に一括規定した次第であります。

○石川委員 これで運営の面においてはさしつかえないから、いづれでもよろしいのであります。私の申し上げましたのは、民事訴訟法と対照して、さうしてできるだけ法律用語は一致なされたらどうかといふような氣がいたしましたからお尋ねしたのであります。長

い問御丁寧に御答弁くださいます。誠にありがとうございます。最後に附則第四項、これは「日本国憲法施行後この法律施行前に無罪の裁判を受けた者に係る補償については、この法律施行後三箇月以内に、この法律の規定により補償の請求をすることができ、まことによくお考えくださいました。ただ一つ私はお伺いしておきます。この三箇月の猶予だけでなく、もう少し延ばしていただければいいか。みんなの意思でありますならば、延ばしても御異存はありますまい。と申しますのは、最初に承りましたように、現在まで無罪の裁判を受けた者の数も、それによつて支拂うであろうところの金額をも、すでに予算に組まれてあるやに承つたのであります。そういったと、三月くらいでありましては、せつかくこの法律も、そしてまた憲法がかりましたことによりあります。たまたま徹底しないうらみがあるかもしれせん。この点は三箇月と限らずに、半年なり一年なり、もし国会の意思がそこにあるならば、御当局は御異存なからうと思ひますが、御見解を伺つておきたいと思ひます。

○高橋(一)政府委員 仰せの通り、まつたく異議ございません。

○石川委員 それでは私は終ります。

○花村委員長 次に裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案の両案を一括議題といたします。

この際お諮りいたしますが、国会法第七十二條により、最高裁判所事務総長より発言の申出がありますので、こ

れを許したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○花村委員長 御異議なしと認め、それでは本間事務総長。

○本間説明員 それではこの報酬に関する法律改正案について、裁判所の意見を申し上げたいと思ひます。

第二国会で裁判官の報酬等に関する法律、それから内閣総理大臣等の給与に関する法律及び政府職員の給与と実施に關する法律が二千九百二十円の給与水準のもとに成立しました。これらの法律によれば、判事の報酬月額は一萬四千四百円、二號一萬三千四百円、三號一萬二千四百円、四號一萬一千四百円、五號一萬と定められ、判事五號の報酬月額、政府職員の給与と実施に關する法律における一般俸給者十四級の六號の俸給月額に當つております。これは次官級は十四級第六号に該當して格づけされております。同国会の会期後半において、給与水準が二千九百二十円、一號から三千七百九十一円に變更され、これによつて前記三法律に基く裁判官の報酬月額、内閣総理大臣等の給与月額、一般政府職員の俸給月額と同様、一齊に三割増しになつたのであります。第四国会においては、裁判官の報酬及び内閣総理大臣等の俸給は、政府が当初維持していた五千三百四十四のベースによつて定められたが、一般の政府職員の俸給の方は、同国会のおしまひになつて政府が採用するに至つた六千三百七十四の給与水準によつて高額に決定され、両者の給与のベースを異にしたまま今日に至つておるのであります。さうして二千九百二十円、三千七百九十一円のベースの場合においては、次官

級の一般政府職員の俸給月額は判事の五號の報酬月額と同等であつたにもかかわらず、六千三百七十四の給与水準においては、十五級職として四階段に格づけられ、その俸給月額は判事の五號の月額をはるかに上まわつて、その一號ないし四號の月額と大差ない程度に定められておるのであります。かくのごとくして、第二国会において裁判官の報酬が、裁判官の職務と職責との特殊性からして一般の政府職員よりはるかに上まわつた額を定められたにかかわらず、第五国会においては、一般政府職員の俸給表に十五級職が定められ、しかも政府独自の措置によつて一號は新給与実施本部長の定めるところによつて、従来十四級職六號に格づけされておつた次官級の職員を十五級職に變更格づけすることによつて、判事の俸給と大差のない俸給を支給するようになったのであります。ここに至つて第二国会において樹立された判事の俸給に対する原則は完全に破られたやうな次第であります。さうなわけでありまして、この際において裁判官の報酬と一般政府職員の俸給とのバランスを、第二国会において審議し定められたやうな原則のごとく、今度の改正案においても貫かれるようにしていただきたいということが裁判所の主張でございます。どうぞ御審議をお願いいたします。

○花村委員長 質議の通告がありま

す。これを許します。角田幸吉君。

○角田委員 私は最高裁判所事務総長に質疑をいたしたいのでありますが、質疑の前に資料の提出方を求めておきます。一つは法務庁に、一つは裁判所に、法務庁側に対しては、検事の

勤務年限と俸給とがどういふふうに取り扱われているかという資料を出していただきたいのであります。これは検事の特から十二号まで、年限でどの程度支給をしておるかという資料を至急出してもらいたい。それから裁判所側に対しては、判事の一號から五號、判事補の一號から六號、これがいづれも勤務年限に對當して、どういふふうに支給してあるかという資料を至急御提出をお願いいたします。

その資料の御提出を願つた後にもなおお尋ね申し上げたいのであります。が、この機会に事務総長にお尋ねしておきたいのは、先般裁判所において判事の定員の増員をしたはずであります。が、その増員の配置はどういふ状態になつておるかというのを、この機会においてお尋ねしたいと思ひます。

○本間説明員 二十四年度予算において増員されました判事の配置状況は、次の通りであります。高等裁判所において十二人、地方裁判所裁判官において判事二十五人、判事補二十一人、家庭裁判所及び簡易裁判所の裁判官については、判事合計二十六人、判事補合計二十八人、それから簡易裁判所判事三十五人です。

○角田委員 今度増員されましたこの判事の業務等はないのであります。さういふことではあります。それからもう一つは、高等裁判所の判事が最高裁判所の局長、あるいは課長を兼務しておるといふやうなことがあるかどうかというのを、お聞きしたい。

○本間説明員 兼務してゐることはあります。ことに家庭裁判所等においては、ほとんど地方裁判所の判事と兼務しなければならぬ場合があるやうであ

ります。なおその他の高等裁判所の判事が最高裁判所の事務総局に司法行政事務を行つてゐる判事もあります。

○角田委員 私はまだよく承知していませんので、この際教えを請ひたいのであります。が、東京高等裁判所の判事が別な裁判所、すなわち最高裁判所の事務局長、あるいは課長というところに兼務されるところの法律上の根拠がどの辺にあるのですか。

○本間説明員 裁判所の司法行政事務は、憲法の七十七條によつて裁判所が行ふことになつております。その司法行政事務は、その主体として裁判官會議がこれを行ふことになつております。が、個々の司法行政に關しては、そのうちの数人の委員に一任することも會議で定めることができますし、また一人に委任して、ある程度のことを行ふことも便利であります。すべて裁判官會議で一々こまかいことまでやるというのでは、司法行政に携はる面において、非常に不便になることがありま

すので、その面においては一般の事務官、そのほか裁判官をして、司法行政の方面もやらせておるやうな次第であります。これは裁判所が司法行政事務をやり、裁判官會議が司法行政というものの主体であるという建前からして、裁判官が司法行政事務の一部を特にもつぱらやらなければならぬという事態も起きて来るわけでありま

す。さういふ建前から、判事をして司法行政の仕事をさせるということが起きて来る次第であります。

通りであります。ただ別な裁判所の行政事務を取扱わせるといことが適法かどうかということ、承つておきたいのであります。

○本間説明員 それは別に禁止する規定がありませんから、さしつかえないと思ひます。

○花村委員長 ほかに御質疑はありますか。

○古島委員 私は判事、検事の俸給を改正することには賛成であります。もちろんこの判事、検事の俸給を改正するとともに、書記の待遇をなせさらに一段と上昇するようにしないのか。事件の統計を見ますと、いかにもふえておるようである。しかもあの統計をわれ／＼に示したのは、事件がそのようにふえておるから、この際どうしても判事も検事も俸給を上げなければならぬというようなことを暗示するため、あの統計は出したのだと思ふのであります。ところがあの統計によつて實際の折れるのは、判事、検事も骨が折れるであらうが、實際は裁判所の書記というものが非常に苦勞をいたしておるのであります。しかも裁判所の書記は今日税引き三千円とる者はないのであります。三千円を欠ける俸給を今日とつておるといふものは、一労働者でもありません。裁判所の書記といふものは、しかもシャツのままで出るわけに参らぬ、ボロながら服も着て出ねばならぬという今日の境遇であるにもかかわらず、どの裁判所に参りましても、実に悲惨な状況であります。こういう場合には、まずあの判事の俸給もしくは検事の俸給等の法律を改正するという問題を出す前に、書記の手当を上げておいて、それからやるという

のが道ではなからうか。しかも判事なり検事なりというものは、いずれも二級官以上であります。少いとは言ひながら相当とつております。書記のごときは、ただ忙しただけで何らこれに報いられるところがない。今日ではほんとうに悲惨の極にあるのであります。これを早急に上げるだけの考へがあるかどうか、これを承つておきます。

○本間説明員 書記の俸給の低いことはまことにお説の通りであります。予算的措置が十分できれば、どうかして俸給を上げたいと私は存じておるのであります。今書記は、名前は書記官または書記官補になつておりますが、これは特別職ではなくして、公務員の一職になつておきまして、おそれるこの議会の次の議会で職階制の問題が起ると思ひますが、その際に書記に高い格づけをしていただければ、俸給も従つて上つて参るのでございますから、どうぞ一般職の職階制の問題の場合に、書記官を高いところに格づけしていただくよう、今からお願ひしておきます。その一般職たる関係上、ここで特別な俸給をつけるということは困難となつております。その際において特別な御考慮をお願いしたいと存ずる次第であります。

○古島委員 まことにけつこうであります。これは何らかの名義をもつて早くやりますと、どの裁判所でもほとんど書記に採用される者がないという状況であります。書記をやつておきましても、ほかの方に転職してしまうので、どの裁判所でも困つておる。判事はそれほどではありません。検事もそれほどではない。しかるに書記だけは何と申しても、どこにでも五千円な

り六千円なりをくれるところがあるのでありまして、それを三千円内外でがまんしておるといふことは、ほんとうに自分の身を犠牲にしてやつておるのであります。何らかの名義をもつて、何とか俸給を考へてやらなければならぬ。どこの裁判所でも書記が足らぬというので、事件が進捗しないのであります。判事や検事が足りないで進捗しないのではない、書記官が足りないで進捗しないというのが実情である。この点は十分慎重にやつていただきたいと思ひます。

○本間説明員 まつたくお説の通りであります。もちろん国会におきまして、判事の俸給を今のように高い地位に上げてもらつたおかげで、その当時、俸給を上げる前に、毎月十人以上も判事がやめて行くといふような状態をようやく良いとめることができました。その点はお説の通り書記について同様であると思ひます。事務局においては、その点についてい／＼立案いたしておりますが、今度の公務員法の職階制の場合において、特に注意をして高い地位につけるようにするのが一番いい機会だと思つて、それ／＼準備して、人事院等に交渉するつもりであります。

○石川委員 裁判所にお伺ひしたいのであります。裁判所の書記官もしくは書記官補の出張の旅費はどのように拂つておられますか。私、岩手県であります。岩手県の場合におきましては、旅館にとまるのができなくて、出張先の裁判所の同僚のところにとまらねばならぬというようになっております。そのような状態でありましては、何とも気の毒にたえません。ど

のくらしい拂うことになつておるか、旅費はあなたの方の裁量によつて増してやることはできないのか、それを伺ひたい。

○本間説明員 ただいま書記は、一番上の方は一級官と同じような者もあり。一級、二級、三級官とあります。それ／＼俸給の額は一般職と同じ俸給の何号俸かをもらつておるわけであり。一般の役人の出張の場合には、何級職の場合には幾ら、何級職の場合には幾らというように、日本の全体の公務員が同じ標準にきまつておられます。その標準の旅費を支給しております。それで特に書記だから低いということはない、俸給の給及び号、それから一級、二級、三級というふうなふうに支級の標準がありますので、それを一般に準じてやつております。

○梨木委員 今の問題に関連してお尋ねしたいと思ひますが、裁判所書記に對して、時間外手当、深夜手当、日直手当、宿直手当、こういうようなものを支給できるようになつておりますが、われ／＼書記から聞きますと、これが規則通り支給されておらないのであります。現在書記一人当りに一箇月平均、時間外手当だとか深夜手当だとか、日直手当宿直手当あるいは旅費、こういうものが本法以外にどの程度平均支給されておるか、これを伺ひたい。

○本間説明員 日直手当、宿直手当といふのは、規定の時間通りみな支給しております。それから時間外勤務手当は、これは予算の範囲内において、その予算のある限度において時間外勤務を命じて、その命じた時間外勤務の限度においては、勤務手当を出してお

ます。ただ實際問題として、予算がないために、時間外勤務を命ずることができないにかかわらず、書記はその職務を行うに熱心のために、命ぜられた勤務時間外にもみずから仕事をなさる実情があると思ひまして、これは当人に對してはなほお気の毒ではあります。が、予算を請求しても——これは全国の公務員も同じと思ひますが、この時間外勤務手当の予算が制限されておるのでございます。それを各自が、自分の欲するままの時間外の仕事をしようとしても、その欲する通りの時間外の仕事を命ずることができないような状態でありまして、命じた限りにおいて、その勤務手当を出しております。

○梨木委員 そういう御答弁ではどうも納得できないのであります。それは川県の金沢にありますが、書記の人から始終こぼされておる。裁判所は労働基準法に違反して、時間外手当を少しも出してくれないと言ふ。公判が済んだあと、どうしても次回の公判期日までに、その公判のいろ／＼な調書を作成しなければなりません。関係から、その書記の人が自発的にやる、あるいはやらざるを得ないのであります。そうして公判もいろ／＼訴訟関係人の都合で、時間外に延期されることが多いのであります。ところがそういう場合に、全然支給を受けておらないと言つて、こぼしておるのではありません。實際被告人の人権擁護のために親切丁寧な審理をやるべきものが、ややもすると、おろそかになるという結果を来しておるのであります。これは私は実情についてお伺ひしたのであります。

す。事実この超過勤務手当は一人当り一箇月どの程度出ているか。そうして今申し上げましたそういう事実について、あなたの方では、はつきり自発的に、時間外に勤めた者に出しておるのかどうか。この点、私は事実に基づいてお尋ねしておるのであります。

○本間説明員 一般職である関係上、朝八時半から午後五時まで、土曜日を除いては勤務しております。五時以後に公判が継続しているような場合には、その分の勤務手当の出ない所はないと私は思います。ただ書記の仕事の分量が多いために、家に帰って仕事をしなければならぬということもあり、またそういうこともしているようでありますが、そこまではわれ／＼の方は命じてやれというとは言えない。その関係上勤務手当が出ていないのが実情じゃないかと思ひます。実際時間外に非常にたくさんやっております書記に対しては、まことにお気の毒だと言ふほかはありませぬけれども、ただ正式に職員組合等から、そういうもので出してもらいたい、時間外勤務手当を出してもらいたいというような話がいり／＼ありまして、こちらの予算上の措置をい／＼やつていますが、金のある範囲においてはそういうことをさせ得るのであります。われ／＼としては金がないのに働けというとは言えませんが、そういう場合には仕事をしなかつたがたい、むりにそれを仕上げてもらいたいということは要求しないというふうな組合等には話してあります。

○梨木委員 今お尋ねしたのは、一人当り本俸以外にどれだけ出ているのか、お尋ねしたいのです。

○本間説明員 今正確に覚えておりませんが、予算面においては、公務員の一人について時間外勤務手当は一箇月二時間と見ます。二時間を予算面上どの役所にも同じように繰込まれておる。その範囲内において、裁判所においては事務の繁閑に応じて、予算を忙しき裁判所にはよけに配給し、忙しくないところには少く配給して、時間外勤務についての公平な割振りをするとしようという立場をとつております。具体的には何のなにかが幾らもらつておるといふことになれば、調べはすぐにつきますが、全般的には全職員に二分二時間の割合の時間外勤務手当が予算上成立つておる。これはすべての官庁は同じじゃないかと思つております。その範囲内において各裁判所の繁閑に応じて分配する、こういう状態です。

○梨木委員 それでわかりましたが、実際の事情は、一箇月二時間くらいでは断じてありません。このことが結局超過勤務手当を拂つておらないという反証になると思ひます。

○本間説明員 予算の編成の交渉の際には、非常にたくさんのお金を要求しておりますが、大蔵省が各省における時間外勤務手当の比率を考へて、なかなかたくさんよこしてくれない。この点は極力私の方は大蔵省には交渉しておりますが、私どもの期待するようにな

くさんはよこしてくれない、こういう実情です。さつき私が二時間と申し上げたのは、一箇月五時間と申すのです。

○梨木委員 もう一点、そこでこういう職員の間からも、もつと給料や手当をふやしてもらいたいという、これは職員組合からどん／＼要求が出ておるのではありませんか。ところがこういう要求をする職員は裁判所は首を切つてい

る、こういうことをやつておりますが、そういうことになると、こういう待遇改善の要求をしている人が首を切られて行けば、あとは首切られるのはおつかないものだから、だれも要求しない。そうしなければ／＼書記や、こういう裁判所職員の待遇が低下して行くといふことになるのであります。この点についてあなたの方はどういふ見解でありますか、伺いたい。

○本間説明員 そういう要求をする職員を首切るといふようなことは、裁判所ではいたしていません。

○梨木委員 事実東京地方裁判所でそういうぐあいにして首を切られておるのです。それはこの次に資料を持つて来て、だれとだれが切られたかといふことを具体的に申し上げますから、この点についての御答弁を次会に留保しておきます。

○石川委員 昨日も伺いましたが、政務次官がおられますから、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案についてお伺いいたします。この法律によりますと、第十條にきまつていますように、一般行政官が給料が上ります場合には、裁判官全体も上ることになつております。今度提案された案には、判事以上は増額せられることになつておりません。恩恵をこうむる

ことになつておりません。これはいろいろ御事情のあることは總裁から承りましたが、昭和二十五年の予算にはこの法通りの予算を必ず獲得する、そうして裁判官に支拂うのだという御確信がございましょうか。またそのように御努力くださることは存じますが、必ず努力して実現するようにお努めになるといふ、あなたの御言明を願ひたいと思ひます。

○牧野政府委員 昨日もこの問題につきましては、法務總裁からいろいろ事情を申し上げました通りに、実は法務府としては、一律に上の方まで上げたい希望で、いろいろ折衝いたしたのでございまして、しかしながら前回とはどう／＼許可されなかつたのであります。今回におきましても、関係方面からこの全部に対して許可をとるといふことについては、非常に危ぶまれたのでございします。いろいろ折衝した結果、ようやくこの下級の裁判官の俸給だけについて妥協しまして、そうして認められたのであります。私としてはたしなましては、こういう変則なことはできるだけ正をいたしたい、そうして二十五年度の予算は今組まれておりますので、おそらくは補正予算の方面においてできるだけとりまして、この変則な状態を改めたいという考へを持つております。その点についてできるだけの努力をいたします。

○梨木委員 檢察官の俸給の値上げの問題に関連してお伺いしたいのであります。給料は確かに低いから上げなければならぬと思ひますが、その反面におきまして、国費を非常に濫費しておる事実がある。この点についてこういう事実がある。名古屋高検の

検事長であります有安堅二、この人が九月二十七日に金沢の地方裁判所管内を視察に来ております。二十七日、二十八日、二十九日の三日間視察しておるのであります。三日間に視察したのは、小松区検察庁とか、あるいは七尾区検察庁、こういうところを十分ないし五分視察しただけで、あとは山中温泉、和倉温泉、こういうところで遊んでおる。しかも当日視察にあたりましては、檢察庁ではほとんどの者が仕事を休んで出迎へに行つて、あるいはごちそうのいろ／＼のしたくをしたり、饗応のしたくをしたりなんかして、まったく戦時中の軍人がいろ／＼地方を視察するのと同じようなことをやつておる。こういう事実がある。一体こういう費用はどこから出て来るのか、しかもこういうことは檢察官の俸給の値上げと関連いたしまして、非常に下級の檢察官が給料が安いために困つてゐる事実があるにもかかわらず、監督的な責任ある地位の人がかようなことをやつたのでは、これは綱紀の肅正の面から言つても非常に弊害があるし、また檢察という重大な職務を遂行する面から言ひまして、きわめて弊害があると思ひます。この点についてどういふ考へを持つておられるか。それからまた、それに対してどういふふうな今後監督して行こうとされてゐるか、この点をお伺いいたしたいと思ひます。

○牧野政府委員 私といたしましては、ただいま御指摘のような問題につきましては、報告を、今持つておられますので、どういふと云つてお答えすることはできませんが、おそらく御指摘のような、そういうような濫費をやる

というような事実はないと思います。もしも大切な国費をそういうことによつて濫費をするようなことがありましたならば、これは相当是正することにしたさなければならぬ。当然われ／＼といったしましては、責任を問わなければならぬと考えております。ただし、現在におきましては、何ら報告を受けておりません。また私としましては、そういうような濫費をした事実はありません。あろうとは思つておりません。

○梨木委員 濫費をなさらないとおつしやいますが、このごろ検事長一行が温泉でとまれば、なか／＼相当の費用になると思うのでありまして、これは事実われ／＼は金沢にありまして、この事実を知つてゐるのでありますから、これはひとつ調べていただきたい。こういう費用はどこから出て来るか、もし国費を使わなかつたというのなら、民間からごちそうを受けたということになる。これは綱紀肅正上非常な問題である。これはぜひお調べを願いたいと思います。こういうことをやつておきながら、金沢の地方検察庁の山崎宗吉氏という人は料理屋で酒を飲んだということで、これを理由に、検察事務官の品位を害するということで退職を強要された事実がある。これは上の方の者が視察に名をかりて温泉で遊びまわつて、そうして下級の人がちよつとお酒を飲んだということで、官吏の品位を害するということでは、首にするということでは、監督上からも、検察の行政の面からもきわめてよくないことだと思ふのでありまして、こういう点につきまして、十分お調べの上御答弁を願いたいと思います。

○牧野政府委員 ただいま山崎某の酒

を飲んだために辞職を強要せられたという事件も、今存じておりませんので、取調べてみますが、おそらく酒を飲んだくらいで辞職を強要されるというようなことはない。私は信じております。おそらくは何かほかの事情を勧められるような事態があつたものと私は考えております。それらについて御要求に応じまして、よく調べて、いずれわかりましたら御報告したいと思つております。

○花村委員長 ほかに御質疑はありますか。――なければ本日はこの程度にいたし、次会において質疑を継続したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○花村委員長 御異議がなければ、本日はこれにて散会いたします。次会は明後二十一日午後一時開会いたします。

午後三時四十四分散会